				健康福祉部保険指導課		
事務の名称 事務の目的	個人の類型 個人情報を収集する理由	個人情報の記録項目 要配慮個人情報 要配慮個人情報	個人情報の と 処 理 形 態	個人情報の主な収集先	個人情報の主な提供先	個人情報を所管する組織名
審査請求 国民健康保険法第9章(第 91条から第103条)に 規定される事務		 氏名 □ 学業・学歴 □ 犯罪の経歴 □ 犯罪により □ 心身の機能障害 □ 健康診断 □ 本籍・国籍 □ 成績・評価 □ 医師等による指導又は診療者事実 □ 刑事事件に関する手続 □ 少年の保護事件に関する手続 □ 少年の保護事件に関する手続 □ 付条 □ 信条 □ 付条 □ 付報として実施機関が定める 	所等の結果 苦しくは調剤の 電算処理の際オ ンライン処理の 有無 売 □ 有 □ 無 それのある個人		□ 無 ■ 有 □ 他の実施機関 ■ 他の官公庁 □ 民間・私人 □ その他	健康福祉部保険指導課 備考
		■ 親族関係 ■ 婚姻				
設立認可証明事務	認可証明申請者	 型 整理番号 ■ 職業・職歴 □ 人種 □ 社会的身分 □ 学業・学歴 □ 犯罪の経歴 □ 犯罪により □ 心身の機能障害 □ 健康診断 □ 成績・評価 □ 医師等による指導又は診療を収入 事実 □ 納税状況 □ 刑事事件に関する手続 ■ 電話番号 □ 公的扶助 □ 少年の保護事件に関する手続 	所等の結果 苦しくは調剤の 電算処理の際オ ンライン処理の 有無		■ 無 □ 有 □ 他の実施機関 □ 他の官公庁 □ 民間・私人 □ その他	健康福祉部保険指導課
千葉県国民健康保険団体連合会が、国民健康保険法の 規定により設立認可したこ との証明	本人確認のため	 世別 個人番号 身体状況 家族状況 親族関係 婚姻 	それのある個人	□ 実施機関内部での利用		備考
国民健康保険等功労者表彰 事務	千葉県国民健康保険団体連 合会を通じて推薦された者 (団体)		所等の結果 吉しくは調剤の 電算処理の際オ ンライン処理の 有無		■ 無 □ 有 □ 他の実施機関 □ 他の官公庁 □ 民間・私人 □ その他	健康福祉部保険指導課
国民健康保険事業等の振興 発展に功績のあった者(団 体)を表彰する			3もの	□ 実施機関内部での利用		備考
審査請求	審査請求者	 型理番号 職業・職歴 一人種 一社会的身分 一学業・学歴 一犯罪の経歴 一犯罪により 一心身の機能障害 一健康診断 一成績・評価 一医師等による指導又は診療を収入 事実 一种 一种 一次的扶助 一少年の保護事件に関する手紙 	害を被った事実 □ 有 ■ 無 所等の結果 苦しくは調剤の 電算処理の際オ ンライン処理の 有無		無有一 他の実施機関■ 他の官公庁□ 民間・私人□ その他∫	健康福祉部保険指導課
高齢者の医療の確保に関する法律第128条から第130条に規定される事務			るもの	□ 実施機関内部での利用		備考

			部・課名	健康福祉部保険指導課			
事務の名称 事務の目的 国民健康保険直営診療施設	個人の類型 個人情報を収集する理由	1	固人情報の記録項目 	_ 個人情報の _ 処 理 形 態	個人情報の主な収集先	個人情報の主な提供先	個人情報を所管する組織名
国民健康保険直営診療施設等功労者知事顕彰事務	千葉県国民健康保険直営診 療施設協会を通じて推薦さ れた者	■ 氏名 ■ 学業・学歴		電算処理の有無	□ 本人から収集 ■ 本人以外から収集 □ 他の実施機関	■ 無 □ 有 □ 他の実施機関	健康福祉部保険指導課
	A 67C 在		□ ための機能障害 □ 健康的関等の相来 □ 医師等による指導又は診療若しくは調剤の 事実 □ 刑事事件に関する手続 □ 少年の保護事件に関する手続	電算処理の際オンライン処理の 有無 □ 有 ■ 無	□ 他の実施機関 □ 他の官公庁 ■ 民間・私人 □ その他	□ 他の実施機関 □ 他の官公庁 □ 民間・私人 □ その他	
国民健康保険直営診療施設 等の功労者を顕彰するため		■ 性別 □ 趣味	□ 信条 □ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるもの		□実施機関内部での利用		備考
国民健康保険関係功労者厚 生労働大臣表彰事務	表彰候補者	□ 整理番号 ■ 職業・職歴 ■ 氏名 ■ 学業・学歴 ■ 本籍・国籍 ■ 資格・賞罰	□ 犯罪の経歴 □ 犯罪により害を被った事実 □ 心身の機能障害 □ 健康診断等の結果 □ 医師等による指導又は診療若しくは調剤の	■有□無		□ 無 ■ 有 □ 他の実施機関 ■ 他の官公庁 □ 民間・私人 □ その他	健康福祉部保険指導課
国民健康保険功労者につい て、推薦を行うため	候補者の推薦に当たり、基準を満たし、ふさわしい者であるかを確認するため	■ 性別 □ 趣味	□ 信条 □ 社会的差別の原因となるおそれのある個人 情報として実施機関が定めるもの				備考
保険医療機関等の指導、監 査事務	保険医療機関等の患者	□ 本籍・国籍 □ 資格・賞罰 □ 住所 □ 成績・評価 ■ 生年月日・ □ 財産・収入	□ 犯罪の経歴 □ 犯罪により害を被った事実 □ 心身の機能障害 □ 健康診断等の結果 □ 医師等による指導又は診療若しくは調剤の	□有 ■無	本人から収集本人以外から収集他の実施機関他の官公庁民間・私人その他「千葉県後期高齢者」	無有一他の実施機関●他の官公庁□民間・私人□その他	健康福祉部保険指導課
国民健康保険法第41条、第45条の2、第114条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第61条、第66条第1項及び第72条に規定する制度の円滑な運用と適正な医療確保に寄与する。	指導及び監査のため診療報 酬明細書等を収集する。		□ 信条 □ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるもの		医療広域連合 □ 実施機関内部での利用		備考
障害認定知事協議	障害の程度が確認できない 申請者	□ 本籍・国籍 □ 資格・賞罰 ■ 住所 □ 成績・評価 ■ 生年月日・ □ 財産・収入 年齢 □ 公的扶助	□ 犯罪の経歴 □ 犯罪により害を被った事実 □ 心身の機能障害 □ 健康診断等の結果 □ 医師等による指導又は診療若しくは調剤の		本人から収集本人以外から収集他の実施機関他の官公庁民間・私人その他「	□ 無 ■ 有 □ 他の実施機関 ■ 他の官公庁 □ 民間・私人 □ その他	健康福祉部保険指導課
平成20年3月24日保総発第0324002号通知 2障害認定の方法の(1) から(3)により障害の 度が確認できない者にの て広域連合から協議があって た場合審査を行い認定の 否を判断し広域連合に通知 すること。	る法律第50条第2号の規 定による認定の可否を判断 するため	□個人番号□その他	□ 信条 □ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるもの		□ 実施機関内部での利用		備考

				部・課名	健康福祉部保険指導課		
事務の名称	個人の類型	個	国人情報の記録項目	個人情報の	個人情報の主な収集先	個人情報の主な提供先	個人情報を所管する組織名
事務の目的	個人情報を収集する理由		要配慮個人情報	処 理 形 態			
国保・高齢者医療診療報酬					□本人から収集	□無	健康福祉部保険指導課
の返還事務	請求等が行われた国保・後			□ 有 ■ 無		■有	
	期高齢者医療対象者	□ 本籍・国籍 □ 資格・賞罰	□ 心身の機能障害 □ 健康診断等の結果	The feeth I as well as 1969.	□他の実施機関	□他の実施機関	
			□ 医師等による指導又は診療若しくは調剤の		■他の官公庁	■他の官公庁	
		■ 生年月日・ □ 財産・収入	事実	ンライン処理の	■民間・私人	■民間・私人	
			□ 刑事事件に関する手続 □ 少年の保護事件に関する手続	有無□ 有 □ 無	□その他	■その他	
国民健康促除洪五八首龄学	過誤請求等された市町村及		口 夕午の休픊事件に関りる于統 	□有□無		1 千葉県国保連	備考
	び審査支払機関に返還金額		□ 信条			一 一	<u> </u>
に 其づき 保険 医療機関 室の	などの内容を通知するため	□ 個八番 5 ■ その他	□ 恒未 □ 社会的差別の原因となるおそれのある個人			□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
個別指導を行った結果、過	なとの内存を超端するため	□ 身体状況 返還点数	情報として実施機関が定めるもの		J	一十米尔及列尚	
誤請求等分を当該医療機関		□ 家族状況 及び金額 			□ 実施機関内部での利用	連合	
等から返還させ、医療費の		□ 親族関係					
適正化を図ること。		□ 婚姻□ J					
医療に関する苦情及び相談		□ 整理番号 □ 職業・職歴	□ 人種 □ 社会的身分 □ 病歴		■ 本人から収集	□無	健康福祉部保険指導課
処理事務	はその家族	■ 氏名 □ 学業・学歴	□ 犯罪の経歴 □ 犯罪により害を被った事実	□ 有 ■ 無		■ 有	
		□ 本籍・国籍 □ 資格・賞罰	□ 心身の機能障害 □ 健康診断等の結果		□他の実施機関	□ 他の実施機関	
		■ 住所 □ 成績・評価	□ 医師等による指導又は診療若しくは調剤の	電算処理の際オ	□他の官公庁	■他の官公庁	
		□ 生年月日・□ 財産・収入	事実	ンライン処理の	□民間・私人	□民間・私人	
			□刑事事件に関する手続	有無	□その他	□その他	
国日 唐 唐伊 <u>哈</u> 被伊 <u>哈老</u> 然之。	世はアバヤシの知识のより		□ 少年の保護事件に関する手続	□有□無			/ # *
国氏健康保険依保険有等がらの苦情及び相談を受け、	苦情及び相談の処理のため		□ 信条				備考
その解決を図り、国民健康			□ 社会的差別の原因となるおそれのある個人				
保険及び後期高齢者医療制		■ 身体状況 相談	情報として実施機関が定めるもの		J		
度の適正な運営を確保する		□家族状況			□ 実施機関内部での利用	1	
こと。		□					
保険給付の審査及び支払等	国民健康保険被保険者	■ 整理番号 ■ 職業・職歴			□ 本人から収集	■ 無	健康福祉部保険指導課
			□ 犯罪の経歴 □ 犯罪により害を被った事実	□ 有 ■ 無		□有	
			■ 心身の機能障害 □ 健康診断等の結果		□他の実施機関	□ 他の実施機関	
			■ 医師等による指導又は診療若しくは調剤の		□他の官公庁	□他の官公庁	
		■ 生年月日・ □ 財産・収入		ンライン処理の		□ 民間・私人	
			□刑事事件に関する手続	有無	■その他	□その他	
国日始古四岭沿海75条9页	にないけると於理本族と安		□ 少年の保護事件に関する手続	□有□無	イ英県国民焼肉の		/ # *
国民健康保険法第75条3の規定に基づき、保険給付の			□ 信条		千葉県国民健康保		備考
規定に基づさ、保険稲竹の 適正な実施の確保及び国民	/ (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		□ 社会的差別の原因となるおそれのある個人				
健康保険保険給付費等交付		■ 身体状況 請求額等					
金の適正な交付が図られる		■ 另体状况				1	
こと。		□					
L	ı	— /H/H \		1	l	·	